

台風や地震等に対する非常措置についてのお知らせ

陽春の候、保護者のみなさまにおかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は、本校教育にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

本校におきましては、台風等により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります。）に「暴風警報」・「特別警報」が発令されたり、京都市において「震度5弱以上の地震」があった場合（これ以下の震度であっても、校区内に甚大な被災状況が確認された場合等）には、下記のような措置を取りますので、テレビ・ラジオ・インターネット等の情報に十分注意してください。

なお、「大雨・洪水警報」等の場合には、原則として下記の措置はとりませんので、ご注意ください。

記

1. 登校前に「暴風警報」が発令された場合

- （1）「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機をさせてください。
- （2）「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置をとります。

※ 本校の校区にあたる「嵯峨野」学区または「常磐野」学区に避難勧告・避難指示（緊急）が発令された場合も以下の措置を取りますので、解除までは 全校生徒が自宅待機 となります。

（嵯峨野学区は「桂川の浸水想定区域」、常磐野学区は「天神川の浸水想定区域」の対象です。）

- 午前7時までに解除になった場合・・・平常授業（8時25分登校・給食有り）
- 午前9時までに解除になった場合・・・3校時から始業（10時15分登校・昼食（給食）有り）
- 午前11時までに解除になった場合・・・5校時から始業（12時35分登校・昼食（給食）なし）
- 午前11時現在、引き続き警報発令中の場合・・・臨時休業

2. 登校後に「暴風警報」が発令された場合

- 種々の状況を十分配慮した上で、帰宅させるかどうかを決定します。

3. 「特別警報」が発令された場合

- （1）午前0時までに解除になった場合は、5校時から始業（12時35分登校・昼食（給食）なし）
- （2）午前0時から登校までに発令した場合は、「当日」は臨時休業
- （3）在校中に発令した場合は、種々の状況を十分配慮した上で帰宅させるかどうかを決定します。

4. 京都市内で震度5弱以上の地震が発生した場合

- （1）右京区のみだけでなく、京都市内において、震度5弱以上の地震が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。
 - 下校後、深夜0時までに発生した場合は翌日を臨時休業に、深夜0時以降、登校までに発生した場合は当日を臨時休業にします。
 - 休業日、休業前日に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、ホームページ等により、授業等を実施する旨を連絡させていただきます。
- （2）臨時休業とした場合、登校の再開日は、学校や近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡させていただきます。
- （3）在校中に発生した場合は、**生徒の引き渡しを実施致します。**
学校にお知らせいただいております引き渡しの方は、速やかに来校をお願いします。
※今年度より、在校中に特別警報が発令された場合も、引き渡しを実施致します。

以上、お子たちにも、その旨ご指導いただきますよう、お願ひいたします。